

負担限度額認定申請時に必要な書類（新規申請）

NO	提出書類	説 明	
1	同意書	窓口にて発行。（ホームページにあり）	※全受給者が必要な書類です。
2	申請書	〃	
3	被保険者証（オレンジ色の証）	介護サービス利用者のもの。写しでも可。	
4	委任状 ※窓口に来られる方が本人・家族以外の場合のみ必要	受任者（窓口に来た方）：受任者の住所・氏名 委任者：介護サービス利用者の住所・氏名 ★押印を忘れずにお願いします。	
5	介護サービス利用者の個人番号カード（マイナンバーカード）	★紛失・未発行の場合は不要です。	
6	窓口に来た方の身分を証明する書類 （氏名、生年月日、住所等が確認できるもの）	顔写真付の場合は以下より 1 つ （運転免許証、個人番号カード、パスポート、身体障害者手帳 など） 顔写真付のものが無い場合は以下より 2 つ （医療保険証、診察券、年金手帳、児童扶養手当証、特別児童手当証 など）	
7	普通・定期預金の通帳	・ 本人、配偶者が所有している口座全ての通帳が必要となります。 ・ 表紙と申請日から直近 2 か月間の明細欄の写し及び定期預金証書の部分を確認し、写しをとります。 ・ インターネットバンキングであれば、口座残高の写し ★窓口来られる前に記帳をお願いします。	
8	有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	資産を有する場合、証券会社や銀行の口座残高の写し。 （ウェブサイトの写しも可）	
9	金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	資産を有する場合、購入先の銀行等の口座残高の写し。 （ウェブサイトの写しも可）	
10	投資信託	資産を有する場合、銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し。 （ウェブサイトの写しも可）	
11	タンス預金（現金）	資産を有する場合、自己申告となります。	
12	負債（借入金・住宅ローンなど） ※預貯金額から控除されます	借用証書など。	

8. 普通・定期預金の通帳について

・本人・配偶者が所有している口座全ての通帳が必要になりますので、複数所有されている場合は全てお持ちいただくようお願いします。

・通帳表紙（名義部分）と申請日から直近 2 ヶ月間の口座の動きを確認します。窓口に来られる前に記帳をお願いします。

※直近 2 ヶ月間の口座履歴が、前の通帳に残っている場合、そちらの確認も必要になります。